

# グリーン調達ガイドライン

2017年4月18日制定

2018年10月19日改訂

第01版



株式会社 **エクセディ** 福島

安全環境部

# 1. はじめに

お取引先様へ

平素は弊社の開発、生産、購買活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども(株)エクセディ福島では、環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得以来、お取引先様とともに地球環境保全活動に取り組み、企業の社会的責任を果たすべく努力してまいりました。皆様にはこの活動にご賛同頂き、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

環境負荷物質に関する規制強化等、環境保全に関する新たな動きに対応する為、弊社では「グリーン調達ガイドライン」(以下、本ガイドライン)を制定し、サプライチェーン全体でマネジメントシステムを構築していく所存でございます。

貴社におかれましては、当社の取り組み・方針をご理解頂き、本ガイドラインに基づく環境保全活動にこれまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2017年4月

株式会社エクセディ福島

## 2. 弊社の環境方針

### 【基本方針】

安全衛生・環境の確保は、企業活動の基盤であり社会的責任(CSR)です。安全最優先、健康増進、地球にやさしい環境づくりに取り組みます。

### 【環境活動方針】

- 1.法令や利害関係者の要求事項を順守し、環境汚染を防止します。
- 2.生産、製品、サービスの分野において、環境マネジメントシステムを実行し、環境負荷低減に向けて継続的に改善します。
- 3.省エネ・省資源を徹底し、使用と排出を最小限にします。
- 4.地域・社会と連携し、環境改善・自然保護活動へ積極的に参加・支援します。

### 【行動細則】

#### 1.環境保全活動への取り組み

- 1) 私たちは環境に関する国際規格への適合、法令、条例、規則、協定、基準及び同意するその他の要求事項を遵守し、弊社の定めた「安全衛生・環境方針」に基づいて生産・製品・サービスの分野においてすべての事業所、工場、営業所で環境問題に取り組みます。
- 2) 私たちは、廃棄物の削減と資源の有効利用を推進するとともに、廃棄物を処理する場合は、「廃棄物管理規定」に則して処理します。
- 3) 私たちは事業活動すべての面において、常に省資源、省エネルギー意識を持って、3R(リデュース・リユース・リサイクル)や節電、節水、環境負荷物質の廃止・削減を推進します。
- 4) 私たちは行政・地域社会・仕入れ先や従業員と情報開示・交換を行い、本来業務と連動した効率的な取り組みをし、積極的に環境改善への参加・支援をします。

#### 2.周辺地域への迷惑防止

- 1) 私たちは煙・臭気・騒音など発生させないように努めるとともに、外へ出しません。
- 2) 私たちは廃油や廃水等の産業廃棄物として適正な処理をし、外に漏らしません。
- 3) 私たちは車の駐停車中に無用なアイドリングや空ふかしをしません。
- 4) 私たちは吸殻・ゴミや空き缶・ペットボトル等のポイ捨てをしません。

### 3. グリーン調達の方考え方

- ・資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮します。
- ・弊社は、環境への影響が少ない製品を優先的に購入します。
- ・製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用します。

#### 定義

グリーン調達=『グリーンなものを、グリーンなお取引先様から調達すること』

### 4. グリーン調達ガイドラインの適用範囲

#### <適用開始時期>

2017年4月18日より取組み開始

#### <対象範囲>

株式会社エクセディ福島

松原工場

村松工場

## 5.弊社の特定物質の管理

弊社は、法規制により製品に使用(含有)が禁止・制限されているもの及び顧客が将来動向を背景に使用禁止・削減を課している物質を弊社の特定物質として管理します。

### <対象品>

当社製品の構成部品・材料

当社製品の梱包・包装資材

製品に付着、付随する副資材(識別塗料・防錆油・切削油等)

### <特定物質の定義>

GADSL を基本とします。

\* GADSL: Global Automotive Declarable Substance List

日・欧・米の自動車業界が定める禁止・監視物質リスト。適宜更新(原則 1 月・7 月)されます。最新版は [GADSL.ORG](http://GADSL.ORG) より入手・確認をお願い致します。

### 5-1 エクセディ福島禁止物質

(1) GADSL で禁止物質に該当する物質。(GADSL 区分:P のもの)

(2) GADSL で要申告物質に該当している物質(GADSL 区分:D のもの)の中で一部の地域で使用制限を受ける物質又は顧客要求により使用制限する物質。(表 1)

(表1)	GADSL区分	物質名(和名)	CASNo.	備考(適用例)
	D/P	代替フロン類(HCFC)	-	発泡剤、洗浄剤
	D/P	フタル酸ジプチル(DBP)	84-74-2	ゴム、樹脂の可塑剤、塗料、接着剤
	D/P	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	ゴム、樹脂の(特に塩ビ)可塑剤
	D/P	ベンジルブチルフタレート(BBP)	85-68-7	ゴム、樹脂の可塑剤、接着剤
	D/P	ジイソブチルフタレート(DIBP)	84-69-5	ゴム、樹脂の可塑剤、塗料

GADSL区分 P(禁止物質) D(要申告物質) D/P(要申告/禁止)

上記の禁止物質については、最新版の EU 廃車指令(Annex II)で猶予される場合を除き、閾値を超えて材料、部品、及び製品に使用することはできません。

### (3) エクセディ福島 SOC10物質

エクセディ禁止物質の中で、顧客要求により重点的に管理する物質。GADSL、REACH規制、ELV指令(EU廃車指令)及びRoHS指令を考慮して決定しています。

(表2)

※SOC: Substance Of Concern の略で、環境負荷物質のことをいい、地球環境や人の健康に負荷を与える物質の総称。

(表2)

No.	GADSL 区分	物質名(和名)	CAS No.	備考(適用例)
1	D/P	鉛及びその化合物	7439-92-1他	EU廃車指令(猶予: Annex II)
2	D/P	水銀及びその化合物	7439-97-6他	EU廃車指令(猶予: Annex II)
3	D/P	カドミウム及びその化合物	7440-43-9他	EU廃車指令(猶予: Annex II)
4	D/P	六価クロム化合物	14997-61-8	EU廃車指令(猶予: Annex II)
5	P	アスベスト類	—	摩擦材、断熱材、シール
6	P	ポリ臭素化ビフェニル(PBB)	—	ゴム、樹脂・織布の難燃剤
7	P	ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)※デカ除	—	ゴム、樹脂・織布の難燃剤
8	D/P	デカ臭素化ジフェニルエーテル(デカBDE)	1163-19-5	ゴム、樹脂・織布の難燃剤
9	D/P	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	—	ゴム、樹脂・織布の難燃剤
10	P	パーフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS)	—	界面活性剤の一種(塗料、メッキ浴、消化液)

GADSL区分: ・P(禁止物質) ・D(要申告物質) ・D/P(要申告/禁止)

#### 5-2 エクセディ福島監視物質

GADSLに記載されている物質の内、(1)の禁止物質を除く要申告物質。

#### 5-3 閾値

GADSLの閾値に従います。指定がない場合には、均一材質中に意図的な含有を0.1重量%とし、カドミウムとその化合物は0.01重量%とします。

## 6. お取引先様へのお願い

#### 6-1 法規制・条例等の順守

協力企業様の事業活動において、法規制・条例等の順守をお願い致します。

#### 6-2 環境マネジメントシステムの構築・整備

お取引先様の環境管理体制整備のために、環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。

(1)環境マネジメントシステム外部認証取得

※外部認証とは、ISO14001、エコアクション 21、エコステージなどを意味します。

※既に認証取得済の場合、環境マネジメントシステム運用の維持・向上・更新継続をお願い致します。

(2)環境マネジメントシステム外部認証を未取得の場合

自主的な環境マネジメントシステム構築の取組みの実施をお願い致します。

また、状況に応じてお取引先様へ運用状況の確認をさせて頂く場合があります。対象の協力企業様には事前にご連絡を致しますので、ご協力をお願い致します。

※状況に応じた場合とは、環境問題の発生、法規制の制定・改訂時、定期巡回時等

### 6-3 SDSのご提出

SDS:安全データシート

弊社が新規で取扱う製品、薬品、副資材、梱包材を納入して頂く場合、SDSのご提出をお願い致します。

また、既に頂いているSDSが改訂した場合、最新版のご提出を速やかにお願い致します。

SDSについては、弊社各購買担当者にお問い合わせください。

### 6-4 エクセディ福島非含有証明書のご提出

(1)弊社へ納入して頂く製品、部品、材料等の環境負荷物質含有状況を把握するため、ELV指令、RoHS指令、顧客要求事項、重点管理を必要とする物質の非含有証明のご提出をお願い致します。

証明書については**安全環境部**又は各購買担当者にお問い合わせください。

(2)弊社へ報告済の内容に変更が生じた場合は再提出をお願い致します。

(3)「エクセディ福島禁止物質及び監視物質」で閾値を超えた含有が判明した場合、速やかに報告のうえ代替材へ切替えて下さい。処置を取らなかった場合、取引停止となる可能性があります。

## 6-5 サプライチェーンの管理

サプライチェーン全体の環境マネジメントを実現するために、本ガイドラインの内容を、貴社の協力企業様への必要に応じた展開、啓発をお願い致します。

## 6-6 「グリーン調達推進同意書」のご提出

「(株)エクセディ福島 グリーン調達ガイドライン」にご賛同いただき、「グリーン調達推進同意書」(以下同意書)をご提出いただきます。

- ①新規お取引先様は、お取引開始前にご提出いただきます。
- ②既存お取引先様は未提出の場合は、ご提出をお願い致します。

※同意書については**安全環境部**又は各購買担当者にお問い合わせください。

※本ガイドラインの改訂が行われた場合、**安全環境部**又は各購買担当者よりご案内させていただきます。既に同意書を提出済みのお取引先様におかれましては、改訂後のガイドラインを確認していただき、改訂箇所にも異議がある場合は、弊社からの案内より90日以内にお申し出ください。期限内にお申し出がなければ、改訂版も引き続き同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

お取引先様のカテゴリー別に取り組み事項を一覧表にまとめました。

お取引先様のカテゴリーによって対象項目が異なりますので、下記「グリーン調達取り組み事項一覧」にて確認をお願い致します。

グリーン調達取り組み事項一覧	対象お取引先様					
	弊社製品構成品		弊社製品非構成品			
	部品	材料 副資材	用品 副資材	梱包材 包装資材	設備 治工具 計測器	産廃/システム/ユーティリティ/その他
環境関連法規の順守	○	○	○	○	○	○
環境マネジメントシステムの構築	○	○	○	○	○	○
禁止物質の使用(GADSL区分:P)	○	○	○	○	-	-
SDSのご提出	○	○	○	○	-	-
非含有証明のご提出※1	○	○	○	○	-	-
「エクセディ福島 グリーン調達推進同意書」のご提出	○	○	○	○	○	○

※1 原則、EVL指令及びRoHS指令該当物質(について非含有証明のご提出をお願いしております。顧客要求より求められたものについてはその都度こちらからご連絡させていただきます。



## 7. グリーン調達ガイドラインの取り扱い

本ガイドラインの取り扱いは以下のとおりとします。

(1)「(株)エクセディ福島 グリーン調達ガイドライン」は、(株)エクセディ福島 HP に掲載とします。<http://exf.exedy.com/>

(2)本ガイドラインは、改訂の都度、その時点でのお取引先様へ弊社購買担当者又は**安全環境部**より、E-mailにてご案内させていただきます。

なお、改訂後は改訂版を適用させていただきます。

## 8. ご提出いただいた資料の取り扱い

ご提出いただきました資料は(株)エクセディ福島社内でのみの使用とし、外部に公表することはありません。ただし、各国政府機関や認証機関などの公的環境関連機関からの提出要求があった場合には情報提供させていただく場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い致します。

## 9. お問い合わせ・書類ご提出先

お問い合わせは、各購買担当者又は**安全環境部**までお願い致します。

<所在>

松原工場

〒966-0901 福島県喜多方市松山町鳥見山字松原65番地

TEL 0241-23-3100 / FAX 0241-25-7367

村松工場

〒966-0902 福島県喜多方市松山町村松字常盤町2600番地

TEL 0241-22-3211 / FAX 0241-25-7360

## 10. 制定・改廃履歴

版番号	分類	制定・改廃 年月日	制定・改廃箇所	作成
初版	制定	2017/4/18	-	安全環境部
第 01 版	改訂	2018/10/19	部門名称変更 5-1 項目追加 5-3 新規追加 6-4 項目追加	安全環境部

# 推 進 同 意 書

株式会社エクセディ福島

(宣誓文)

当社は、株式会社エクセディ福島 グリーン調達ガイドラインに則り  
法令の順守及び環境保全活動へ積極的に参加し協力することを宣誓  
致します。

(日付け) \_\_\_\_\_ 年 月 日

(会社名) \_\_\_\_\_ (印)

(部署名・役職名) \_\_\_\_\_

(責任者氏名) \_\_\_\_\_ (印)

(責任者連絡先)Tel \_\_\_\_\_